

島本町公募型公益活動支援事業補助金交付要綱

(令和 2 年 1 月 16 日)

最近改正 令和 4 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、島本町公募型公益活動支援事業補助金(以下「補助金」という。)の交付について、島本町補助金交付規則(昭和 45 年島本町規則第 4 号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 補助金は、様々な地域課題の解決に向け、住民等が自主的かつ自発的に行う公益的活動に対し、町が補助金を交付することにより、住民参加のまちづくりを推進することを目的に交付するものとする。

(補助対象事業)

第 3 条 補助金の交付対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、町があらかじめ示した課題の解決に資する事業であり、かつ、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 住民福祉の向上につながる公益性が認められるものであること。
- (2) 事業の対象が主に島本町の住民であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象事業としない。

- (1) 政治活動、宗教活動又は営利活動を目的とする事業
- (2) その他町長が適当でないと認める事業

(補助対象団体)

第 4 条 補助金の交付対象とする団体(以下「補助対象団体」という。)は、次の各号のいずれにも該当する団体とする。

- (1) 行政機関が補助対象団体の事務局として関与していないこと。
- (2) 町内に事務所を有すること又は町内で活動を行っていること。
- (3) 構成員の数が 5 人以上であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する団体は、補助の対象としない。

- (1) 政治活動、宗教活動又は営利活動を目的とする団体
- (2) 町から補助、助成、委託、サービス提供等による収入を得ている団体
- (3) 法人格を有する団体(特定非営利活動法人を除く。)
- (4) 島本町暴力団排除条例(平成 26 年島本町条例第 8 号)第 2 条第 1 号に規定する暴力団及び同条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者をその構成員に含む団体
- (5) その他町長が適当でないと認めた団体

(補助対象経費)

第 5 条 補助対象経費は、別表 1 のとおりとする。

(補助額及び交付回数)

第 6 条 補助額は、補助対象経費の合計額に別表 2 に定める補助率を乗じて得た額(その額が同表に定める上限額を超えるときは、当該上限額)とする。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象事業の実施に伴う収入があるときは、補助対象経費の合計額から、当該事業の実施に伴い発生する収入の額を減じた額と前項の

規定により算出した額とを比較して、いずれか少ない額（その額が別表 2 に定める上限額を超えるときは、当該上限額）を補助額とする。

- 3 前 2 項の規定による補助額に 1, 0 0 0 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- 4 補助対象事業を実施する補助対象団体が 2 以上ある場合は、申込みがあった年度の予算額を限度として、第 9 条第 4 項に規定する結果が上位であった事業から優先して補助金を交付するものとする。
- 5 補助金の交付回数は、1 補助対象団体の実施する同一の補助対象事業につき、3 回を限度とする。
- 6 同一年度における 1 補助対象団体に対する補助金の交付回数は、1 回を限度とする。

（補助対象事業の公募）

第 7 条 補助対象事業は、期間を定めて募集し、選考の上、決定するものとする。

- 2 前項の規定による募集を行うときは、その要項を定め、これを公表するものとする。

（申込手続等）

第 8 条 補助対象事業として選定を受けようとする団体は、島本町公募型公益活動支援事業審査申込書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添付して申し込むものとする。

- (1) 団体概要調書（様式第 2 号）
- (2) 実施を予定している事業（以下「実施予定事業」という。）の事業計画書（様式第 3 号）
- (3) 実施予定事業の収支予算書（様式第 4 号）
- (4) 団体の定款、規約、会則等の写し
- (5) 前年度の活動実績がある場合にあっては、その決算書
- (6) その他町長が必要と認めるもの

（実施予定事業の審査）

第 9 条 町長は、前条の規定による申込みがあったときは、島本町公募型公益活動支援事業審査会（以下「審査会」という。）において審査するものとする。

- 2 審査は、書類及び企画提案発表について、行うものとする。ただし、交付申請の額が 5 0, 0 0 0 円以下である事業については、町長が特に必要と認める場合を除き、書類による審査とする。
- 3 審査会は、実施予定事業の公益性、実現可能性、自立発展性、地域貢献性、企画提案発表内容及び先駆性について、評価基準に基づき採点する。
- 4 審査会は、前項の規定による採点の集計結果を基に、補助対象事業を選定する。

（審査結果の通知）

第 1 0 条 町長は、前条の規定による審査の結果を、島本町公募型公益活動支援事業審査結果通知書（様式第 5 号）により申込みをした団体に通知するものとする。

（選定の辞退の申出）

第 1 1 条 前条の規定による通知を受けた団体（以下「事業採択団体」という。）は、事情によりその補助対象事業を実施しないこととしたときは、その理由を記載した書面を町長に提出し、速やかに選定の辞退を申し出なければならない。

（補助金交付の申請）

第 1 2 条 事業採択団体は、規則第 3 条第 1 項の規定により同項の補助金交付申請書を町長に提出するものとする。この場合において、同項の補助年度事業計画書及び

当該年度収支予算書の提出は、省略することができる。

(補助金交付の決定)

第13条 町長は、前条の規定による提出を受けたときは、規則第4条の規定により補助金交付の決定をするものとする。ただし、第9条の規定による審査の結果、必要と認めるときは、第6条に規定する補助金の交付額を減じた上で決定することができる。

(実績報告)

第14条 補助金の交付の決定を受けた事業採択団体は、その補助対象事業の完了後、島本町公募型公益活動支援事業実績報告書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて、町長に報告しなければならない。

- (1) 事業報告書(様式第7号)
- (2) 収支決算書(様式第8号)
- (3) その他町長が必要と認める書類

(補助金交付の時期)

第15条 町長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査した上、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、島本町公募型公益活動支援事業補助金確定通知書(様式第9号)により申請者に通知するものとする。

- 2 前項の規定による通知を受けた申請者は、島本町公募型公益活動支援事業補助金交付請求書(様式第10号)を町長に提出し、補助金の交付を受けるものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、町長が必要と認めるものについては、補助金の交付決定後、島本町公募型公益活動支援事業補助金概算払請求書(様式第11号)により、概算払の請求をすることができる。

(補助金の取消し及び返還)

第16条 町長は、補助金の交付を受けた申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助金を目的外又は不当に使用したと認められるとき。
- (4) 補助金の全部又は一部を使用しなかったとき。
- (5) 町長の承認を受けずに事業を変更し、又は中止したとき。
- (6) 補助金の交付の条件に違反したとき。
- (7) 前条の指示又は検査に従わなかったとき。

(情報の公開)

第17条 団体から提出された書類等は、島本町情報公開条例(昭和58年島本町条例第24号)第5条第1項各号のいずれかに該当する情報を除き、公表するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年1月16日から施行する。
(島本町にぎわい創造事業補助金交付要綱の廃止)
- 2 島本町にぎわい創造事業補助金交付要綱は、廃止する。
(島本町にぎわい創造事業補助金交付要綱の廃止に伴う経過措置)
- 3 この要綱の施行の日における廃止前の島本町にぎわい創造事業補助金交付要

綱（以下、「旧要綱」という。）第11条により補助金の交付を受けたものに係る取扱いについては、なお従前の例による。

- 4 旧要綱により補助金交付の決定を受けた事業で、同一団体・同一内容の事業の2回目、3回目に係る補助金の申込みを行う場合の上限額については、この要綱の別表2に定めた2回目、3回目の上限額を適用するものとする。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表1（第5条関係）

補助対象経費	<p>補助対象経費は、補助対象事業を実施するために必要な経費のうち、次に掲げる経費とする。</p> <p>(1) 報償費 講師謝礼等 (2) 旅費 講師の交通費等 (3) 消耗品費 事務用消耗品費等 (4) 印刷製本費 チラシ及び資料の印刷代等 (5) 光熱水費 事業実施に直接必要な光熱水費 (6) 通信運搬費 郵便料等 (7) 委託料 専門的な知識や技術を要する業務委託料等 (8) 使用料 会場の借上費等 (9) 賃借料 機材の借上費等 (10) 備品購入費 事業に直接使用する資機材等の購入費 (11) その他町長が必要と認める経費</p>
補助対象外経費	<p>次に掲げる経費は、補助の対象外とする。</p> <p>(1) 団体運営のための経常的経費 (2) 団体構成員の慰労及び懇親のための活動に係る経費 (3) 団体構成員に対する人件費及び謝礼 (4) 交際費、慶弔費及び食糧費 (5) 補助対象事業の実施に係る直接的経費と認められない経費 (6) その他町長が補助対象経費として適当でないと認める経費</p>

別表2（第6条関係）

補助対象事業の内容	補助率	上限額
町が特定の行政ニーズに応じたテーマを設定し、それに対して企画提案する事業	初年度 (1回目) 5分の4	200,000円
	2年目 (2回目) 5分の3	100,000円
	3年目 (3回目) 2分の1	50,000円

島本町公募型公益活動支援事業審査申込書

島本町長 様

団 体 名
所 在 地
代表者氏名

年度島本町公募型公益活動支援事業補助金に係る補助対象事業の選定を受けたいので、島本町公募型公益活動支援事業補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり申し込みます。

また、提出した書類は、同要綱第17条の規定により公表されることに同意します。

なお、申込みに当たり、当団体及び当団体の構成員は、島本町暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当しないことを誓約します。必要がある場合には、島本町が求める必要な情報及び資料（役員名簿等）を速やかに提出するとともに、島本町において当該情報等を大阪府警察本部又は高槻警察署に提供し、意見を聴くことに同意します。

記

テ ー マ	
実施予定事業名	
総 事 業 費	円
補助金見込額	円
申 出 事 項 (内容を確認したら□にチェックしてください。)	<input type="checkbox"/> 島本町公募型公益活動支援事業補助金交付要綱をはじめ、関係法令を順守します。 <input type="checkbox"/> 申込みの内容に虚偽等はありません。また、虚偽等があった場合、補助金の交付等を取り消されることに不服を申し立てません。

- (添付書類) (1) 団体概要調書
 (2) 事業計画書
 (3) 収支予算書
 (4) 団体の定款、規約、会則等の写し
 (5) 前年度の活動実績がある場合にあっては、その決算書
 (6) その他 ()

様式第2号（第8条関係）

団体概要調書

団 体 名				
事務所所在地	〒			
	電話		F A X	
代 表 者	ふりがな 氏名 (役職名)			
担当者連絡先	ふりがな 氏名			
	電話		F A X	
設 立 年 月 日	年	月	日	会員数 人(※役員名簿を添付すること)
団体組織体制				
設 立 目 的				
ホームページ	有・無(URL)			
主な活動内容 と活動実績				
	※活動内容がわかるチラシ、パンフレット等ある場合は添付すること。			
過 去 の 補 助 実 績				

事業計画書

団 体 名	
選 択 テ ー マ	
実施予定事業名	
本事業における 補助金交付回数	
事 業 の 目 的	
事 業 の 対 象 者	
事 業 の 内 容 (いつ、だれが、どこ で、何をするのか具体的 に記載して下さい。)	
周知（募集）方法	
実 施 場 所	
実施時期・回数	(時期) (回数)
参加予定者数	人（※複数回実施の場合：1回当たり平均 人）
事 業 の 効 果 (特に補助金で実施す る内容をアピールして 下さい。)	
今 後 の 展 開	補助金交付終了後の自立に向けた展望等
	事業の最終目標・到達点等

※補助対象事業が複数ある場合は、上の表を追加し、事業ごとに状況を記載すること。

※参加予定者数欄には、可能な範囲で参加者の内訳割合を記載すること。また、複数回実施する場合は、総数は延べ人数を記載し、1回当たりの平均人数も記載すること。

様式第4号（第8条関係）

収支予算書

1 収入 (単位：円)

区分	金額	明細
町補助金 A		公募型公益活動支援事業補助金
団体の自己資金 B		
参加者負担（参加費等） C		
その他収入	寄付金	
	その他（ ）	
	その他（ ）	
(その他収入・小計) D		
収入合計 E (A+B+C+D)		

2 支出 (単位：円)

区分	金額	明細
補助対象経費	報償費	
	旅費	
	消耗品費	
	印刷製本費	
	光熱水費	
	通信運搬費	
	委託料	
	使用料	
	賃借料	
	備品購入費	
	その他（ ）	
(補助対象経費・小計) F		
対象外経費		
(対象外経費・小計) G		
支出合計 H (F+G)		

3 補助金計算表 (単位：円)

区分	金額	備考
① Fの金額に補助率を乗じて得た額と上限額のうち低い方の金額		補助上限額
		回数 補助率 上限額
		1回目 5分の4 20万円
		2回目 5分の3 10万円
② F-Dの金額と上限額のうちいずれか低い方の金額		3回目 2分の1 5万円
③ 補助金交付申請額		①と②のうちいずれか低い方の金額(千円未満の端数切捨て) ※Aと同額となる。

※補助対象事業が複数ある場合は、その他収入、補助対象経費、対象外経費の各明細欄又は別紙に事業ごとの内訳を記載すること。

様式第5号（第10条関係）

年 月 日

島本町公募型公益活動支援事業審査結果通知書

申請者 様

島本町長

年 月 日付けで申込みのありました島本町公募型公益活動支援事業補助金に係る補助対象事業の選定に係る審査結果について、下記のとおり通知します。

記

事業名	
審査結果	
補助金内定額	円

様式第6号（第14条関係）

年 月 日

島本町公募型公益活動支援事業実績報告書

島本町長 様

団 体 名
所 在 地
代表者氏名

年 月 日付け島本町指令（ ）第 号で交付決定のあった補助事業を完了しましたので、島本町公募型公益活動支援事業補助金交付要綱第14条の規定により下記のとおり報告いたします。

記

補助金交付決定額	円
補助所要額	円
添付資料	<input type="checkbox"/> 事業報告書（様式第7号） <input type="checkbox"/> 収支決算書（様式第8号） <input type="checkbox"/> 事業の実施内容がわかる資料（実施要項、写真等） <input type="checkbox"/> 事業の周知方法がわかる資料（広報紙、チラシ、ポスター等） <input type="checkbox"/> その他（ ）

様式第7号（第14条関係）

事業報告書

団 体 名	
選 択 テ ー マ	
実 施 事 業 名	
本事業における 補助金交付回数	
事 業 の 目 的	
事 業 の 対 象 者	
事 業 の 内 容	
周知（募集）方法	
実 施 場 所	
実施時期・回数	（時期） （回数）
参 加 者 数	人（※複数回実施の場合：1回当たり平均 人 ）
事 業 の 効 果	
今 後 の 展 開	補助金交付終了後の自立に向けた展望等
	事業の最終目標・到達点等

※補助対象事業が複数ある場合は、上の表を追加し、事業ごとに状況を記載すること。

※参加予定者数欄には、可能な範囲で参加者の内訳割合を記載すること。また、複数回実施する場合は、総数は延べ人数を記載し、1回当たりの平均人数も記載すること。

様式第8号（第14条関係）

収支決算書

1 収入 (単位：円)

区分	金額	明細
町補助金 A		公募型公益活動支援事業補助金
団体の自己資金 B		
参加者負担（参加費等） C		
その他収入	寄付金	
	その他（ ）	
	その他（ ）	
(その他収入・小計) D		
収入合計 E (A+B+C+D)		

2 支出 (単位：円)

区分	金額	明細
補助対象経費	報償費	
	旅費	
	消耗品費	
	印刷製本費	
	光熱水費	
	通信運搬費	
	委託料	
	使用料	
	賃借料	
	備品購入費	
	その他（ ）	
(補助対象経費・小計) F		
対象外経費		
(対象外経費・小計) G		
支出合計 H (F+G)		

3 補助金計算表 (単位：円)

区分	金額	備考
① Fの金額に補助率を乗じて得た額と上限額のうち低い方の金額		補助上限額
		回数 補助率 上限額
		1回目 5分の4 20万円
		2回目 5分の3 10万円
② F-Dの金額と上限額のうちいずれか低い方の金額		3回目 2分の1 5万円
③ 補助金交付申請額		①と②のうちいずれか低い方の金額(千円未満の端数切捨て) ※Aと同額となる。

※補助対象事業が複数ある場合は、その他収入、補助対象経費、対象外経費の各明細欄又は別紙に事業ごとの内訳を記載すること。

様式第9号（第15条関係）

島本町公募型公益活動支援事業補助金確定通知書

第 年 月 日 号

申請者 様

島本町長 ⑩

年 月 日付けで実績報告のあった島本町公募型公益活動支援事業補助金について、次のとおり補助金額を確定しましたので、島本町公募型公益活動支援事業補助金交付要綱第15条第1項の規定により通知します。

補助対象事業	
補助金交付決定額	円
補助金交付確定額	円
交付の条件	

様式第10号（第15条関係）

島本町公募型公益活動支援事業補助金交付請求書

年 月 日

島本町長 様

請求者（団体の代表者） 団体名
住所
氏名

印

年 月 日付けで確定通知のあった島本町公募型公益活動支援事業補助金について、島本町公募型公益活動支援事業補助金交付要綱第15条第2項の規定により請求します。

請求金額	金	円
------	---	---

補助金の振込先

振込先 金融機関	銀行・信用金庫 農協・組合	預金種別	普通・当座
		口座番号	
	支店	口座名義	(フリガナ)

様式第11号（第15条関係）

島本町公募型公益活動支援事業補助金概算払請求書

年 月 日

島本町長 様

請求者（団体の代表者） 団体名
住所
氏名

印

年 月 日付け島本町指令（ ）第 号で交付決定通知のあった島本町公募型公益活動支援事業補助金について、島本町公募型公益活動支援事業補助金交付要綱第15条第3項の規定により請求します。

補助金交付決定額	金	円
概算払請求額	金	円

補助金の振込先

振込先 金融機関	銀行・信用金庫 農協・組合	預金種別	普通・当座
		口座番号	
	支店	口座名義	(フリガナ)